総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会

第１０回 原子力小委員会

日時　平成26年11月27日（木）16：00～18：01

場所　経済産業省　本館地下２階　講堂

議題　自由討議（これまでの議論を踏まえて）

○安井委員長

それでは定刻でございますので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第10回目となります原子力小委員会を開催させていただきたいと思います。

本日、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それではまず、お手元に配付させていただいております資料の確認並びに委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○畠山原子力政策課長

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料一覧、資料１、議事次第、資料２、委員等名簿、資料３、事務局提出資料、資料４、伴委員提出資料、参考資料１、第９回、前回からのどこを修正したかというのがわかるような見え消しの資料、参考２として前回に岡委員からご提出いただいた資料、参考３としまして、第９回、崎田委員の提出資料、参考資料４、第９回のときに吉岡委員から提出いただいた資料、参考５として、その後、吉岡委員から追加で提出いただいた資料、参考６として、第９回の議事要旨、参考資料７、参考資料８をご用意してございます。

資料が抜けているような場合には、お知らせいただければと存じます。

次に委員の出欠状況でございますけれども、本日は遠藤委員、佐原委員、山地委員がご欠席、それと増田委員、崎田委員が少々遅れてご参加をされると。それから岡本委員が途中退席ということで伺っております。

なお、本日は西川委員の代理といたしまして、杉本副知事がご出席になっておられます。

○安井委員長

ありがとうございました。

さて、本日でございますけれども、前回に引き続きましてこれまでの議論を踏まえての自由討議ということにさせていただきたいと思います。今回は中間整理の改定（案）というものができておりますので、それにつきまして自由討議ということにさせていただきたいと思います。

恐縮ですけど、カメラ撮りはこれまでさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から本日の資料３につきましてのご説明をお願いします。

○畠山原子力政策課長

それでは、資料３に基づきましてご説明をさせていただきます

まず資料１ページですけれども、目次をつけさせていただきました。

それからめくっていただきまして２ページでございますけれども、前回の議論の中で総論を書くべきであるというご意見を何名の方からもいただきましたので、柱書きにちょっと書いていたことも含んでおりますけれども、基本的には新しく書いてございます。

中身をちょっとかいつまんで申し上げますと、最初の丸で、エネルギー基本計画で書いてあったことですけれども、原子力について重要なベースロード電源と位置づけられたこと。それから、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認められた原発は再稼動を進めていくということ。それから、原発依存度はその中でも可能な限り低減させるということとしていることを書いてございます。

その上で２番目の丸ですけれども、原子力事業者は、技術・人材の維持、確保ですとか、あるいは廃炉を円滑に進めること。それから迅速かつ最善の安全対策を講じること。安定的な供給に貢献すること。このようなことをやることが求められているんだと。

３つ目の丸ですけれども、そういう中でこの原子力小委員会として、原子力事業者がこれらの課題を実現していくためには様々な課題に直面していると思っていまして、こうした課題を整理し、必要な措置のあり方について検討するために６月から議論を重ねてきたという経緯が書いてございます。

４番目が、言ってみれば提言みたいなものですけれども、「政府は、この検討を踏まえて、必要な措置を具体化し、講じていくべきである」ということ。それから事業者に対しては、「安全性を確保した上で、民間事業として責任を持って事業運営できるよう、体制面の効率化・強化を進めていくことも必要である」ということを言っております。

５番目はエネルギーミックスの関係でございまして、一方でここの議論も結論に至っていないものがあるのはご承知のとおりでございます。それは必要に応じ、引き続き検討を重ねていくべきだということが書いてございます。ただその際、エネルギーミックスの検討内容を踏まえるべき課題も多いということで、エネルギーミックスについては速やかに示すべきであるということを書いております。

それから３ページ、これが第Ⅱ章の「福島第一原発事故の教訓」ということでございますけれども、最初の２つの丸は新しく書いてございます。ここは福島第一原発事故の後、原子力につ

いては様々な立場からあらゆる意見が表明されて議論が行われてきていると。

２番目の丸ですけれども、政府は原子力を重要なベースロード電源と位置づけつつも、原発依存度を可能な限り低減させるとの基本方針を決定しています。これは原子力政策の大きな方向転換であると。その方針のもとで原子力事業のあり方ですとか、原子力発電に関する諸施策について、必要な見直しを行っていくことが急務であるということを書かせていただいております。

あとは幾つか表現を変えているところがございます。参考資料１の見え消しと少しあわせてご覧いただければわかりやすいかと思いますけれども、中身として物すごく変わったというところが必ずしもあるわけじゃありませんけれども、主語を書いたりですとか、表現を適正化したりとかいうことをしてございます。それから意見を踏まえて、例えば、一番最後の３ページの一番下の丸では「政府は被災者の方々の心情に寄り添い」というような表現を加えているところでございます。

それから４ページでございます。これも最初の丸の一番最後、「そのためにも、政府は」としている一文は追加をしてございます。

それから「主な意見」というところも何点か、この前いただいたご意見も踏まえて追記・修正をさせていただいているところでございます。

それから６ページに行っていただきまして、もともとここは世界の中での原子力の位置づけということになっていたわけでございますけれども、ここの章と後ろのほうの国際のところが、世界の原子力のことを書くところが２つございまして、前回の議論でも少し整理してまとめたらいいじゃないかというご指摘もございまして、むしろここは、他の委員の方からもご意見ありましたけれども、今の我が国の置かれているエネルギー事情、その中での原子力の状況というのを書く章にいたしまして、国際的なところは後ろのほうにまとめて書くということにしてございます。

６ページの最初の丸３つが新しく書いているところでございまして、最初の丸は原子力を取り巻く状況というのが国内で大きく変化をしたと。それから海外においても一部の国では他電源へシフトする方針を決定・加速化した国がある一方で、引き続き将来の選択肢として原発を維持し、そのための方策を講じている国も多いということを書かせていただいております。

それから２番目の丸は、エネルギー基本計画でも少し書いているんですが、我が国のエネルギー需給構造が抱える構造的な課題を書いてございまして、こういうことを踏まえると、その丸の一番下ですけれども、「多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の実現を目指していくこと」がエネルギー基本計画で書かれております。

一方で丸の３つ目ですけれども、エネルギー基本計画が決定したのは今年の４月でございま

して、それから７カ月強たっているわけでございますけれども、引き続きその状況変化がどうかということなんですが、引き続き海外からの化石エネルギーに対する依存度は高まっているという状況が数字を含めて書いてございます。

あとは少しご意見も踏まえて表現を適正化しておりますが、７ページの最初の一番上の丸、ここは温暖化のところのくだりを少し、２文目ですけれども、「今後」というところですけれども、「来年開催されるＣＯＰ第21回会合に向けて、エネルギー政策やエネルギーミックスにかかる国内の検討状況等を踏まえ、温室効果ガスの削減目標を検討していかなければならない」ということを記述しております。

それから、その次の丸２つは追記、新しく書いてございまして、これは多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造を構築するに当たっては、ベースロード電源を一定規模確保する必要があるということ。それから原子力については、これは確認ですけれども、重要なベースロード電源として活用していくということが書いてございます。

それから９ページに行っていただきまして、依存度低減の達成に向けた課題ということで、大きく変わっているところといえば、半分からちょっと下のところですけれども、「なお」というところで始まっているクリアランスレベルのところの記述、これを追加してございます。

それから10ページの一番下の丸、「廃炉に伴う更なる課題」というところですけれども、これは廃炉判断を事業者が行ったり、あるいは立地自治体、住民の方々がそれをどう判断するかという際に、単に廃炉ということだけではなくて、これまでずっと原子力やってきたという中で、その原子力が将来どうなっていくのかということが明らかになっていなければ判断がしにくいということを追記してございます。

それから14ページに行っていただきまして、「原子力の自主的安全性の向上、技術・人材の維持・発展」というところでございますけれども、ここは追記したものとしては５番目の丸、「なお」から始まるところですけれども、これは規制委員会の技術開発の状況も踏まえた上でやらなければいけないというご意見がここであったことも踏まえて、追記をしたものでございます。

それから18ページをおめくりいただければと思います。「競争環境下における原子力事業の在り方」というところでございまして、この丸の２番目と３番目は追記というか、前回のところから一部削除し、これを追記しております。

そもそも最初の丸では、エネルギーミックスを実現していくことが大事だということ。そのために適切な政策措置を講じていくことが必要だということで、再生可能エネルギーでやっている施策なんかも少し例示をしております。

それで２番目の丸、３番目の丸ですけれども、２番目の丸で原子力事業についての、これは

原子力特有の特徴があること。それから直近の状況変化などの課題に直面していることが書いてございまして、そのため、３番目の丸ですけれども、原子力事業の予見性を高め、民間事業者がリスクがある中でも主体的に事業を行っていくことができるよう必要な政策措置を講ずることが必要であるということが書いてございます。その際には官民の役割分担のあり方ですとか、国としての関与の度合い、それに応じた原子力の電気の利用のあり方なども視野に入れて検討を行っていくべきということが書いてございます。

それからめくっていただきまして24ページでございます。

ここは３点ほど変わっておりまして、まず「使用済燃料問題の解決に向けた取組と核燃料サイクル政策の推進」というところですけれども、上から４つ目の丸、「使用済燃料の貯蔵能力の拡大」というところで、最初の一文を追加してございます。「我が国全体の課題として緊急性が高く、対応の柔軟性を高めるためにも重要な取組である」ということが書いてございます。

それからそのページの一番下、「高速炉を含め、プルトニウムを適切に利用するための様々な方策について、引き続き開発を続けていくことが必要である」ということが書いてございます。

それから25ページの上から４つ目の丸ですけれども、国際的なネットワークを通じた技術開発も含めて、政府は高速炉の開発のあり方について、ミックスの議論も踏まえつつ検討していかなければならないということが書いてございます。

それで29ページ、「世界の原子力平和的利用への貢献」というところで、ここは少し前半のほうに前回書いてあった部分と統合した関係で、少しそこの表現を盛り込んだりしておる関係で、少し表現が変わっているということとお考えいただければと思います。

それから最後、33ページの「国民、自治体との信頼関係構築」ですけれども、最初の丸の①というところでは、広聴・広報を行っていく、「広聴」という言葉を入れております。２番目の丸のところでは「透明性を確保しながら」というような表現を入れさせていただいております。

それから34ページですけれども、上から２番目の丸、これは立地地域を中心としたコミュニケーションのとり方で、原子力規制委員会が場のあり方について検討していくということになっていたことを踏まえて記述を追加しているというところでございます。

中身、修正点を中心にご説明しましたが、以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。まだ時間がかなりございますね。質疑応答並びに自由討論に入りたいと思いますけれども、100分ぐらい時間が残っております。

やり方でございますが、申し上げるまでもございませんが、毎度のことでございます。３分以内ということで、なお２分半経過時点でまたベルを鳴らさせていただきます。今回は複数回ご

発言をいただける可能性もございます。

ご意見がある方は、例によりまして、またネームプレートを立てていただきたいと思います。

ということでございまして、岡本委員は優先権がございまして、最初に、まだ１時間ぐらい大丈夫なのかもしれませんけど、岡本委員からお願いしたいと思います。お願いいたします。

○岡本委員

ありがとうございます。ちょっと今日抜けて来ておりまして、戻らないといけないものですから、先にお話しさせていただきます。

中間整理ということで適切にまとめていただいているところだというふうに思っております。

その中でも、私、何回も繰り返しているんですけれども、やはり３つ、ちょっと申し上げたいと思いますが、１点目は廃炉の部分でございます。

ここ適切に直していただいているんですけれども、廃炉の人材というのは、運転経験、自分のプラントだけではなくて、他のプラントでもいいんですけれども、軽水炉の運転経験を持っている人間、この人がやると安全に廃炉はできます。全く軽水炉を知らない人間が、大学とかそういうところで学んだだけでは廃炉は非常に危ないということになります。やはりＯＪＴといいますか、現場を知っている人間でないと廃炉はできないということになりますので、そういう意味では、自分のプラントだけではないんですけれども、しっかりとした運転経験を知っているということが重要だというふうに思っています。

そういう中では、教育という意味では現場を知るということで研究炉等も重要になってくるんですけれども、そういう中では研究炉については、ちょっとこのページじゃないと思うんですけれども、別のところでまた申し上げたいというふうに思っています。

そのところの下にある低レベル廃棄物の問題としっかり書いてあるんですけれども、低レベル廃棄物の行き先が決まれば、廃止措置は終わったようなものであると私は思っております。ほとんど終わったようなものであります。

ただ、低レベル廃棄物の中でも、４番目の丸ポツに書いていただいておりますけれども、「放射性廃棄物として扱う必要のないクリアランスレベルの廃棄物」と書いてあるんですが、クリアランスレベルよりもさらに放射性物質でない通常の産業廃棄物、これが大量に出てまいります。これについても、ちゃんと捨てられるんだということも、これいろいろあると思うんですけれども、考えていく必要があるというふうに思っております。

その中では１点だけちょっと、低レベル廃棄物の廃止措置については、発生者責任の原則のもと事業者が自らの問題としてやるというふうになっているんですが、24ページの「使用済燃料の貯蔵能力の拡大」のところには、実は政府の取り組み強化ということで、使用済燃料の課題に

ついては政府についての責任というのが書かれているわけです。

私は、できればこの廃炉の低レベル廃棄物、これは50基、50年後には50基全部廃炉をしないといけない、これは現実問題として絶対に廃炉をしないといけないわけですから、50年先であるということではなく、現実問題としてしっかりとこの廃棄物の問題については、ちゃんと政府のほうも責任を持ってしっかりやっていくということをできれば書いていていただけるとありがたいなというふうに思っております。

時間が来たのでもう１点だけにいたしますけれども、そういう意味では、先ほど研究炉ということを申し上げましたが、教育という意味では研究炉だけではなくて、新しい原子炉の設計を含めた開発というのが非常に重要になってまいります。

そういう意味では、前回もちらっと申し上げたんですけれども、コーンガス炉という、何をやっても自然に冷えてしまうという、ある意味、逆に言うと事故を起こすのが非常に難しいんですけれども、そういうようなコーンガス炉のような新しい、これはコーンガス炉だけではなくていろいろなのがあると思うんですけれども、そういうものの開発についても、人材育成、もしくは、このプルトニウムの適切な利用のところ、前回申し上げたんですけれども、そこのところをしっかりと書き込んでおいていただけると本当はありがたいなというふうに思っています。

具体的な場所としては、24ページあたりの一番下、高速炉を含めのところに、高速炉はもともとプルトニウム消費のために考えられているものですから、当たり前のことが書かれているので、高速炉や新しい新型炉、例えばコーンガス炉とか、いろいろな形の原子炉が考えられていますけれども、そういうものを含めてオプションとしてしっかり考えていくということが必要だと思っております。

というのは、前々から申し上げていますが、サイクルが回るのは恐らく30年、40年先になろうかというふうに推定されるわけで、その中で長期的な取り組みがここはどうしても必要になってくるというふうに思っています。

ちょっとごちゃごちゃ申し上げましたが、低レベル廃棄物に関する政府の取り組みという問題と、コーンガス炉のようなものを含めた新しい技術の開発ということについてもしっかり考えていただきたいという２点でございます。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして吉岡委員、お願いいたします。

○吉岡委員

ありがとうございます。箱根駅伝みたいでみんな牽制し合って飛び出さないので、私が用意できているんで話します。

一つわからないのは、もう中間整理を出す段階になってきているんですけど、誰あてに出すのかとか、そういうことをはっきりしたほうがいいんじゃないのか。私の理解では、総合資源エネルギー調査会の会長ではないかというふうに思っていて。だからそれをエネ庁長官なのか、あるいは経産省大臣なのか、そういうところに本当に持っていくつもりなのか、その辺がいま一つはっきりしないと。

また、この中間整理案というのは、まさに議論の途中でいろんな意見が出たということをまとめたものであって、別に決をとるような性格のものでもないような気がしています。決をとるなら私は少数意見を書かなきゃいけないんですけど、その辺はどうなのかなというようなこと。誰に出すのか、そこの文書の性格、そういうことを後でお答えいただければ結構でありがたいと思います。

それで、この原案が出てきたのはおとついの夕方、昼過ぎかな、でありまして、全部読む機会がなくて、２日前に出されてもこんな長いのにコメントできないので、前回のプリントにコメントをしたというのが、みんなそうやったので参考意見と言われるものが非常に多くなっていると思うんですけど、私の参考意見は参考資料５というふうな形で配付されております。

この中で若干３～４分で話せる限りのことを限定して話して、早くスパートしたのは２度目があるかなと思ったからでありますけれども。

総論が先に入ったんですけど、これは総論ではないような気がします。端書のような気がするので、総論はこれで、端書だけでいいのかということを皆さんで、やっぱり総論で全体的な全体像の提示が、フィロソフィーの提示が必要だとか、そういうようなことがあるならば、それは考えてほしいなというふうに思います。

それと原子力政策の大きな方向転換であるというふうに最初のほうに入れていますけど、方向転換は余りしていないというのが私の認識で、９割方、2010年と変わりがない。ただ、方向転換というよりも大幅に減らざるを得ない。恐らく私の考えでは撤退戦をやることになるであろうと。石炭と同じですね。石炭の撤退戦はいろいろ失敗をしたわけですけれども、1980年代の半ばぐらいまで2,000万トン体制を維持するとか、そういうように引っ張り過ぎて、お金を業界に投入し過ぎたというのが最大の失敗だと私は思っていますので、そういうことも含めて、そういうふうにジリ貧になっていくのではあれば大きな方向転換をこの際やって、じりじりと保護を与え続けるという、ぐじぐじと保護を与え続けるという、そういう方向ではないのではないかというふうに思っています。

それとあと細かいことは各章についてのコメントに書き加えて、全部で８ページぐらいになってしまったんですけれども、時間がもう余りないので要点は読んでいただいて、２度目が来たら考えるというようなことにしまして。

一つ気になったのは、高速増殖炉というのが出ているんですよね。高速炉だけじゃなくて、高速増殖炉というサイクルを目指すかのような記述が出ているんですけど、私のプリントでは、もうそろそろやめますけれども、どこだったかな、それをそのように書いていいのか。高速炉までなら基本計画には書いてあったけれども、高速増殖炉サイクルへの移行とか、そこまで踏み込んでいいのかというのが私にとって非常に気になったところで、そこまで議論していないんじゃないのかというのが私の認識です。

とりあえず以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、次は杉本代理でございますかね。よろしくお願いいたします。

○杉本代理

すみません、今回も西川知事、参れませんで、代理の杉本でございます。よろしくお願いいたします。

私からは６点、申し上げたいと思います。詳細については、また修文の形で出させていただこうと思いますので、主な点ということでかいつまんで申し上げます。

１点目でございますが、資料の３ページでございます。「福島第一原発事故の教訓」というところの３つ目の丸のところでございまして、前回も指摘させていただいたことで一部修正されておりますけれども、結びの２行にございます、「事故の根源的原因を踏まえ、再発防止のための努力を続けていかなければならない」という表現では、まだ趣旨があいまいかなというふうに思っておりまして、再稼動に当たりましては原子力発電所の安全性に対する国民理解が必要不可欠というふうに考えておりまして、このためにも政府とそれから事業者が、政府事故調の吉田調書などで明らかになった万が一の際の事故の制圧ですとか、それから防災対策に万全を期す必要があるといったようなことを具体的に記載するように改めてお願いしたいと思います。

それから２点目でございますが、10ページでございまして、「立地地域の経済・雇用への影響」の２つ目の丸印でございます。前回、運転と廃炉は一体で、長期にわたって安全対策や立地地域振興について法的に担保する特別立法が必要だというふうに私、申し上げました。これについては12ページの上から７つ目の委員の意見として記載をされているわけでございます。

ただ、かつての国のエネルギー政策の転換のときの産炭地域振興臨時措置法がございました。

原子力発電所の解体と更地化というのは、さらに非常に危ないというか、難しい物質を扱うということですとか、長期にわたるということでございますが、廃炉の段階では原子炉等規制法に基づく安全規制は継続されますけれども、電気事業法などがちょっと外れまして、結構、事業者任せになっている部分がありますので、こういったところをちゃんと国としてもよく関与してやっていく必要があるんじゃないかと。

また廃炉、それから、その後の地域振興についても法的措置が必要だと思いますが、さらに今の、例えば電源開発促進税というのは、対象が運転中、それから建設の期間の税が対象になっているかと思いますので、さらにそれを広げていく必要があるんじゃないかと。新税の必要性も考えているところでございます。

３点目でございますが、10ページの「廃炉に伴う更なる課題」というところの２つ目の丸印のところでございます。

廃炉と我が国の原子力の将来像に関する記載が追加されておりますけれども、新増設とリプレースの必要性については前回、何人もの方からもお話がございましたので、これをさらに強化していただく必要があるんじゃないかということで、新増設・リプレースの必要性についての方針をはっきりと記載すべきではないかと考えております。

４点目でございますが、使用済燃料の貯蔵の問題につきまして、９ページと24ページに政府の取り組みの強化について書かれております。再稼動を安定・安全に進める上でも、それから廃炉を円滑に推進するためにも中間貯蔵施設などの整備が最重要課題というふうに考えております。

この部分につきまして、これまで電力の恩恵を受けてまいりました消費地において、中間貯蔵施設の建設活用を検討すべきであるというふうに西川知事も以前から申し上げておると思いますが、そういった点の記述をお願いしたい。事業者任せにしないで、政府が前面に立って取り組みを強化しなければ、使用済燃料の問題は解決不可能というふうに考えておりまして、廃炉の問題にも大きな影響を与えると思っております。

５点目でございますが、「コミュニケーションの強化」というのが34ページに書かれております。これにつきましても、単なるコミュニケーションではなくて、政府が責任を持って国民に対して説明、説得することが必要であると常々申し上げておりますが、その点の考え方を明記していただきたいと思っております。

それから最後に６点目でございます。新しい研究用原子炉の必要性につきましては、先ほど岡本委員のほうからもご指摘ございました。私どもも実は県内でもいろいろな会議の場で、大学や事業者から学生の実習の場となる研究炉がないということに非常に危機感がつのっております。そういった意見をたくさんいただいているところでございまして、原子力の安全確保、それから

人材育成、それの教育というのは非常に重要でございますので、研究炉の整備について国として早急に対応する必要があるというふうに思いますので、ぜひとも委員会としての議論の整理として位置づけていただけたらと思っております。

以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。今回拝見いたしまして、前回私が発言させていただいた課題に関して、かなりしっかり入れ込んでいただいたというふうに感じております。再生可能エネルギーの位置づけをきちんと入れてほしいということを６ページ、７ページあたりに書いていただいております。クリアランス物につきましても、民間事業者もきちんと取り扱っていただきたいということを９ページのあたりで書いていただいております。

地域の対話に関しても、今、規制庁がこういった地域の立地で合意形成の仕組みを作るというふうに法律上はなっておりますが、政府全体で経済産業省もしっかりと一緒に取り組んでいただきたいということを発言いたしました。その辺しっかり書き込んでいただいてありがたく思っております。

私は今回のこの原子力の会議では余り発言しなかった点ですけれども、実はエネルギー基本計画の検討の際にでも発言をしていたことで、ここでもう一度発言させていただきたいことがあります。あちらで、地域の目線でエネルギーの立地地域と消費地域、そして立地といっても原子力だけではなく再生可能エネルギーとか化石燃料とか全てのものを含めて、ある程度、都道府県なり地域という単位でエネルギーの協議会のような形を作って対話の場を確保しておくということが大事なのではないかというような発言もしてまいりました。

そういう方向性は重要だということで書き込んでいただいておりますけれども、やはりそうしたことも今後の原子力の世界を考えても、立地地域、消費地域をまじえ、そしていろいろな多様な主体を巻き込んで話し合いの必要性ということを考えますと、そういう視点につきましても、もう一度ここの席で発言させていただこうと思いました。

どうぞよろしくお願いします。

○安井委員長

ありがとうございました。

伴委員、お願いします。

○伴委員

ありがとうございます。資料４に意見書を書いてきました。

基本的には、国のエネルギー政策について国民的な世論の動向というんですかね、それに沿って、その願いを実現するような方向で進めていかなければならないのではないかというふうに思っています。

その点からすると、今、多くの人たちが脱原発の方向性を示せというふうに求めているわけです。したがって、それに沿ってエネルギー基本計画及びこの原子力小委員会その他の新エネルギー等々、あるいは省エネルギーというものを位置づけていかないといけないのではないかと。その世論はどういう動向なのかについて、４点ほど検証のために挙げてあります。

特に余り触れられていないことで言うと、全国の自治体から脱原発の意見書というのが国会に対して出されていると思うんですけれども、経済産業省に来ているかもしれません。それは今640という自治体から来ているはずであります。そういうことを考えると、脱原発の方向に向かって政策をつくり上げていかないといけない、こういうふうに考えるわけです。

２つ目は原子力利用を継続していくことについて、非常に大きな倫理的な問題があるのではないかということで２点ほど挙げてあります。

原発そのものを運転していくということになれば、これは労働者被ばくとか、事故時の今回のようなことを考えても多くの犠牲の上に成立するような技術であって、それを続けていくことは倫理的に許されないのではないかということと、もう一つは高レベル廃棄物等についてなんですが、これも将来的には環境への漏えいリスクというのがあって、たとえ量的には少ないという評価が出ていたとしても、その時代にはもう原子力の時代は終わっているわけですから、負の遺産というか、リスクだけが将来世代に渡されていくということになるわけで、それはやっぱり倫理的に許されないというふうに思います。

その２つ大きなことを書いた上で、個々、細かいことについて書いてありますが、鳴ったのでここは読んでおいてください。

それで２つだけ少し話をしたいことがありまして、一つは２ページなんですが、僕、この前もこだわって、この議論はどういうふうな形に最後はなっていくのか。あるいはどういうふうに今後、議論を進めていくのかということで、問いまして、そして、その小委員会において議論を行っていくんだと。継続的に行っていくというふうな回答でしたが、ここの４番目と５番目の丸を見ると、「政府はこの検討を踏まえて、必要な措置を具体化して講じていく」と、これが先にあるんですよね。「一方」として、小委員会、まだ議論を行って結論に至っていない状況で、これを引き続きやっていくというんですけど、順序が逆ではないかと。この検討というのは、多分

整理案だと思いますけれども、整理案を踏まえて必要な措置を具体化していって、小委員会は何を議論するのかって、ちょっと見えないところがあって、これ順序、逆にしていただきたいというか。そういうふうに思ったのが一つです。

２つ目は３ページのところで「被災者の方々の心情に寄り添い」って前回発言して、その言葉が入ったのは非常にありがたいのですが、趣旨が全く違うんです。

僕は、避難指示の解除等進めていく、あるいは帰還政策を進めていくことだけが被災者の心情に寄り添うのではなくて、むしろそのことがすごい軋轢になって、必要な面かもしれないんだけれども、それがすごく軋轢になっている人たちがいるということを言ったわけです。例えば、帰還しないと決めた人には何の補償もなくなってしまうとか、そういったことが起きるわけですよね。子ども被災者支援法というのは、自主的避難した人もみんな支援の対象だという位置づけで法律が定められているわけで、その趣旨に沿って政府は諸施策を進めていかないといけないと思うんです。

具体的に、修文案としては、「政府は被災者の方々の心情に寄り添って政策を進めていく」ということを独立した文章として、「本年10月に」の前のところに置いて書いていただきたいと思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

これで５人でございますけれども、何か回答を要しますかね。

それではお願いします。

○畠山原子力政策課長

それではまず吉岡委員から、誰あてにというお話がございました。これは正式には、もちろん委員長ともご相談をした上でやるということになると思いますけれども、そもそもこの委員会は総合資源エネルギー調査会というものに基づいて設置をされていまして、したがって当然これは諮問という形を必ずしもとっていないのですが、ここで何かがまとめられれば、当然、経済産業省、トップは当然、宮沢大臣ということになるわけですけれども、報告をされるということになろうかと思っています。また、そもそもここでのご議論、そのまとめたものというのは広く国民の皆様にもお見せをするということになると承知をしています。

ただ一方で、諮問に対する答申では必ずしもないということと、それから今回のまとめるものが、吉岡委員もおっしゃっていたように中間整理ということでありまして、そういう意味ではどのような形で場を設定するのかとか、そういうことについては、今、特段決まっているもので

はないというところでございます。それが１点でございます。そういう意味では議論の途中を整理したものであると。まさに中間整理と言っているのはそういう趣旨でございます。

それから、伴委員が今おっしゃっていた２ページに書いてあること。検討を踏まえて必要な措置を具体化し講じていくべきであるというところが、順番があべこべではないかということなのですが、私はこういうことだと思っていまして、ここでご議論いただいたことというのが、全て結果が出ないと次の段階に進まないと。次の段階というか、必要な検討に進まないということではなくて、ここの議論で一定の方向が得られたものについては、もちろん幾つかワーキンググループも立ち上げさせていただいたりしていますけれども、そういう形でさらなる検討を深めたりですとか、具体的な措置を検討する段階に移ったりするということでございまして、そういう意味ではこの原子力の課題というのは相当幅も広うございまして、全てのことについて結論が出てからじゃないと次に進まないというのでは、多分、時を失するということもございますので、そういう形で段階的に進むということもあり得ると思っていまして、そういうのを踏まえた記述をしたつもりでございます。そういう認識をした上で、不適切な記述になっていれば工夫をすることは当然あり得るというふうに思ってございます。

私からは以上でございます。

○安井委員長

それでは次に進ませていただきますが、日景委員、お願いいたします。

○日景委員

ありがとうございます。前回、私は３つの追記をお願いしましたが、いずれも記載していただきありがとうございました。

加えて一つ追記をお願いしたいと思っております。24ページです。24ページのⅦ章の使用済燃料問題のところですが、その中の一番最初の核燃料サイクル政策等に係るところの２つ目の丸のところです。２つ目の丸のところの一番最後の文章、「青森県との関係を引き続き尊重し」という記載がございますが、そこに、青森県はもちろんなんですが、六ヶ所村というのを明記いただけないでしょうか。「青森県及び六ヶ所村との関係」というようにしていただくと、よりいいように思います。

よろしくお願いいたします。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして開沼委員、お願いします。

○開沼委員

数点指摘させていただければと思います。１点目が、福島の冒頭の部分の４ページですけれども、産業復興支援の部分、イノベーション・コースト等、広報、広聴ということで前回申しまして、組み込んでいただいたなと大変ありがたく思っております。

その上で、もう一度改めて読み直してみると、産業復興の部分と、恐らく同時に地元では生活復興というものも非常に大きなテーマであると。これ２つの両輪が多分ないと、片方だけだと、産業復興という言葉だけ出ていると、結局、産業だけなのかという話になってしまうようにも思っております。

生活復興という言葉を入れるかどうかというのは別にして、地域のインフラ、特に交通、道路とか、あと光熱水等もまだ直っていないところもあります。教育とか医療、福祉、あるいは商業施設等、実際にここに避難指示の解除を進めていくということは書いてあるわけですけれども、進めるだけじゃ戻れない状況があります。それは放射線の問題だけじゃなくて、そういう生活全般のインフラがなっていないというところがある。そういった部分を明記していただけないかというふうに思っております。

さらに、産業復興のところに、前回申したように、その状況もまた広報、広聴していただけないかと思っております。といいますのは、やはり現場の状況、避難指示解除したところがどういうふうになっているのかというところはなかなか伝わっていない状況がある。

例えば観光産業など顕著ですけれども、結局まだまだあそこは人が住んでいないところなんだと。行けるわけがないじゃないかという話になってしまったりして、そういった意味で復興がなかなか遅れているのかなというふうに思っております。その点、１点目、大きくご指摘しておきたいというふうに思います。

２点目ですけれども、コミュニケーションの部分です。34ページですね。

先ほどから他の委員の方もいろんな形で指摘しているところかというふうに思いますけれども、前回、立地地域の協議会等、より具体的に進めていただきたいということを申しまして、原子力規制委員会がこうした場のあり方について検討していくということをお書きいただいて、非常にありがたく思っております。重要なことだというふうに思っておりますけれども、崎田委員からもありましたけれども、やはりこれも法的にやるべきと定まっていることですので、より具体的に進めるような、必要であれば何か書き加え等もあるのかなというふうに、ちょっとこれだけだと、もうちょっと具体性が必要かなというふうに思っています。

３点目ですけれども、このコミュニケーション全体のところで、どこに当たるのかというのはちょっと判断に困ったわけですけれども、３Ｅ＋Ｓの話というのは非常にわかりやすいんですけれども、これやはり原子力に関する立地地域、あるいはその他広く国民とのコミュニケーショ

ンの中でなかなかまだ理解されていないのかなと。

一方ではこのＳの部分、つまり自己リスクを非常に大きく見積もる人がいて、そこに注目した議論をされると。他方ではやはりこの３Ｅの部分がメリットなんだと。であるからということを言う方がいるわけですけれども、恐らくその部分もうちょっと詳しく、一般向けにどういうふうに伝えていくかということ。３Ｅ＋Ｓの視点が重要だというふうに35ページの上に書いてあるわけですけれども、もうちょっとそこが全体に共有されると議論の場がより中立的になるのかなというふうに思っております。

それにプラスして２点、どちらかというと、このＳの部分になるわけですけれども申し上げたいことがありまして、１点目が廃棄物の処理の問題について。もちろん当然、各審議会等では議論されているわけですけれども、やはり国民的議論にいかに開いていくかということが非常に重要なのかなと。ですので、やはりコミュニケーションのところで、この廃棄物の処理を国民的議論につなげていくという記述がより明確になったほうがいいのかなというふうに思っております。

もう１点ありまして、作業場の先ほども話が出ましたけれども、被ばく労働ですね。作業場の被ばくの問題というのが、もうちょっと、かなりこれ誤解されているのかなと。特に福島の原発等で働いている方が、例えば被ばくを過剰にしているんじゃないかみたいなイメージがあるわけですが、実際はそこまでではないということですので、そこら辺の作業場の被ばくの問題というのも、数値等でよりわかりやすく説明をしていくということは重要かなというふうに思っております。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。いっぱいあって３分じゃ無理かもしれないと思っているのでどうしようかなと思いながら話しています。

まず２年前に国民的な議論を行い、また、マスコミ等がやっておられる様々なアンケートの調査や、あるいはエネ基のパブコメの結果なども発表されているんですけれども、どれをとっても少な目に見積もって、６割以上の人が原子力発電を続けていくことに反対しているという、そういう状況にあるということを、そういう声があるという状況が全く表現されていないんですね。だから、そういう声は実際あるわけですから、少なくとも総論ぐらい書き込んでいただきたいな

と。こういう声もありますということをちゃんと記録していただきたいというふうに思っております。

続いて３ページ目ですけれども、３ページ目は丸の４つ目なんですけれども、４つ目に女川等で問題なかったというお話なんですけれども、「電源を確保できたか否かが結果に大きな差をもたらしたことを踏まえ」としか書いていないんですけれども、これはやっぱりきちんと事故の原因等を調べていただいて、本当にこれだけなのかと。私自身は電源確保の問題じゃなくて、やっぱり低い位置に電源がありさえすれば大丈夫であると考えたその意識が問題だというふうに捉えておりますもので、実際の状況だけの話じゃないというふうに思っております。

それはまさに４ページにもあるんですけれども、それちょっと置いておいて、すみません、５ページ目ですね、黒川先生の（２）に書かれている、そういう問題があるんだということをきちんと書いてほしいと思っております。

ですから４ページ目の小委員会における主な意見の２つ目なんですけど、これ多分私が言った言葉だというふうに思うんですけれども、「原発が抱える問題は安全性の他にもあるため」という書き方ではなくて、私としては、問題は安全性の問題だけではないということを書いてほしいんです。他にもあると書くのと、安全性だけの問題ではないですよと書くのと意味が違うというふうに思っております。

それから６ページ目なんですけれども、６ページ目の１つ目の丸、これは文章を読んでいて日本語が何か変だなというふうに思ったもので。４行目に「大きく変化した」と、その後の「海外においても」という話の全般と後半が文章のつながりが、おさまりが悪いなというふうに思ったもので、ちょっと読み直していただいて検討していただきたいと思ったんですね。

それで４番目の丸なんですけれども、「我が国は豊かな自然に恵まれる一方」と書いてくださったところ、これは私が何回も言っておりますもので、それを表現してくださったんだと思うんですけれども、もう少し具体的に、「緑、太陽、風、水などの豊かな」というふうに書いていただきたいんです。それがエネルギーのつながるという意識からですけれども。

それに引き続き４つ目の丸の５行目ですけれども、「可能な限り豊かな自然のエネルギーを含め」といって、その「エネルギーの自給率を高める」というところにつながるかというふうに思います。

それから５つ目の丸ですけれども、ここに書かれている文章は、本当に原子力のいい点だけを書いておられるんですね。ここの短い文章の中にこういうふうに書かれてしまうとやっぱりまずいというふうに思ったもので、きちんと問題を抱えているということもここの部分でも並列をしていただきたい。もちろん後ろに書かれているからいいという話だと思うんですけれど

も、この短いまとめの中にきちんと書いていただきたい。

具体的に申し上げますと、２行目の、すみません、もう時間が来ちゃった、また後で言わせていただきます。２行目の「生産が維持できる」の後に、「維持できるが、使用後の核廃棄物の問題は見ないで過ごすことはできません」とかいうふうなことを書いていただきたいんです。そして、その中の４行目の「重要な選択肢」の「重要」のところは、「慎重に選択すべし」というふうな意味合いの書き方になるべきだと私は思っております。

ここで終わります。あと半分は２回戦でお願いします。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きましては山口委員、お願いいたします。

○山口委員

まず最初に６ページに「多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の実現を目指していく」という、こういう具体的にきちんと書いていただいているというところは非常に大切で、よいと思います。

その上で、こういうものを目指すんだということ、それから課題として廃炉に伴うエネルギーをどうやって賄っていくのかというのがやっぱり課題として挙げられるわけです。そうすると、そういう多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造を実現していくためにあり得るオプションというのは、きちんとやっぱり書いておくべきだと思います。

それは再生可能エネルギーもそうでありましょうし、それから原子力でいえば、より新型の炉にリプレースしていく、新増設していくというのは、こういうエネルギー需給構造の確立や廃炉に伴うエネルギーを賄う上でのオプションの一つであって、今この本文のところでリプレース・新増設の話が一言も触れられていないというのは、この本来の目的というところから見てちょっと欠けている部分ではないかというふうに思います。

それから14ページのところなんですけれども、ここに枢要技術を持つ企業のという話がきちんと書かれていただいたんですが、最近いろいろ話をしていますと、技術そのものもさることながら、そういうところは品質保証、これがやっぱり日本は相当よくて、それが世界的にトップシェアを支えているんだというお話を伺いました。ですから、今ちょっとハードウェア的なところにここはちょっと偏っている面もあるんですが、そういったソフト的な面の記述がぜひ必要だなというふうに感じた次第です。

それからここの５番目の丸で、「原子力規制委員会側のニーズも踏まえ」というふうに書かれているんですが、例えば米国の方々でいろいろ意見、どういうふうに利益相反を踏まえなが

ら規制の側と安全に関して共同にやっているかというのを見ると、結局はデータとかモデルとか、いろいろな安全に関する技術、知見というのは共通なんですね。

それは基本的にはどうやってその区別をやるかというと、解釈ですとか、評価ですとか、そこは独立にきちんとやるんだと。そう考えますと、ここは何か規制委員会のニーズを踏まえてという書き方はちょっと違って、本来はニーズとか目的とかは共有する部分をきちんと挙げていって、その上で使い方としては独立にして、しっかり安全は、規制委員会としては安全を守っていただくというようなことで書いていただくほうがよいと思います。

それからもう一つ、研究炉の話を一つ言いたいと思うんですが、今ワーキンググループの中でいろいろ人材・技術の維持という議論をしている中で、研究炉というキーワードは出ておりまして、いずれそういうキーワードというのが、安全技術、人材の維持をきちんと支えていく、廃炉も含め、支えていくために研究炉というものが挙がってくるという認識をしておりますので、ここのところで少し頭出しのようなことはしていただいてもいいのかなというふうに思います。

最後もう１点、25ページ、核燃料サイクルのところなんですけれども、ここの25ページの「放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発」というところで核燃料サイクルの話が出ているんですが、実はもんじゅの研究計画についてまとめたときに、もんじゅの役割としまして、高速増殖炉としての成果の取りまとめ、それから廃棄物の減容、それから有害度の低減、それから高速増殖炉の安全性を確立するための研究、この３つを柱にするんだというふうに書いてあるわけです。

そういうふうにしますと、この話が放射性廃棄物の減容化・有害度低減というところだけに出ていまして、実は高速増殖炉としての技術開発とか、それから安全を確保していくという話が何となくここだと座りが悪いというふうに思います。そういう観点で、少しここの構成を見ていただいて、特に高速炉を含め核燃サイクル政策は将来に対するエネルギーのオプションをきちんと技術開発していくという話ですので、いろいろな使い方のところをしっかり書いていただく必要があると思います。

以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして、豊松専門委員、お願いします。

○豊松専門委員

ありがとうございます。２点だけご意見を申し上げます。

１点目は10ページで「廃炉に伴う更なる課題」を今回追加していただきました。

事業者としてこれから廃炉を推進していく上では、やはり30年、40年にわたって、一緒に原子力を運営していただいた地元の方々のご理解が絶対必要であるということであります。

その立地地域の方々のご理解をいただくためには将来像がいると思います。ここに書いていただいていますが、やはり新増設・リプレースを含めた将来像を、エネルギーミックスの中になると思うんですが、それを早期にやはり示していただくということが地元の方々へ我々が説明していく上でも極めて重要であると思っています。これが１点目であります。

２点目は25ページに中長期的な核燃料サイクル政策の推進という記載がございます。この中で核燃料サイクル事業の官民の役割分担ということを書いていただいております。

私どもとしては、平成28年度の全面自由化の期限までに方向性はぜひとも出していただきたいと。競争環境下になりますので、その時点までにそういう方向性を出していただきたいと思っております。この２点でございます。

ありがとうございました。

○安井委員長

ありがとうございました。

これで５人が終わりましたが、何かご回答いただけるものがあるかどうか。

よろしいですか。ということで、検討させていただくということになりますが。

さて、それでは次にまいりますが、続きまして松浦専門委員、どうぞお願いします。

○松浦専門委員

ありがとうございます。今回のこのペーパーで、中間的な整理としてこれまでのいろいろ論点で示された意見を総論にまとめいただいた事務局のご努力には感謝いたします。

私が今日ここで申し述べたいのは、この委員会が将来の政策決定にある役割をしっかりと果たそうとしますと、原子力の位置づけについての定量的な意見を示すべきではないかと思います。

と申しますのは、これまでの日本の原子力政策には、原子力をどのぐらい使うかという上限は特に決められておりませんでした。いわば青天井だったというわけであります。しかし今回の基本方針で下限を探るという、そういう形の政策になっているわけでありますから、そういう点では政策が大きく方向転換されたというわけであります。

しかしながら、ベースロード電源として位置づけてありますので、下限がゼロであるとは考えられません。また、この委員会の多くの方々の意見でも、かなりの割合で原子力を使うべきだということを意味するようなご意見がたくさんあったと思います。

したがいまして、私はこの委員会の一つのまとまった意見として、原子力の位置づけは下限としてどのぐらいなのか、上限としてどのぐらいなのか、というある種の幅のようなものを示しておくのが将来の政策決定に対して、それなりの役割を果たすということになるのではないかと思いますので、そういう考え方はいかがかと思って提案するわけでございます。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして友野委員、お願いいたします。

○友野委員

辰巳委員がもっとしゃべるつもりみたいですけど、セカンドラウンドで。

いろんな意見がある中で、全体として大変よくまとめていただいたというふうに思います。

少しコメントします。クリアランス、これ９ページにありますけれども、さっきからもいろいろご意見あるんですけれども、例えば私ども鉄鋼業界はクリアランスレベルをクリアしたスクラップ、これは積極的に使っていこうと思っています。そのときに、それがちゃんとできるようにということで、科学的な事実に基づいて、風評とか、そういうのが出ないように、地元の自治体への理解の促進とか、そういうことで政府の役割もあるというふうに思いますので、そういうことについて一つご指摘したいと思います。

それから18ページになりますけれども、「競争環境下における原子力事業の在り方」ということで、予見可能性の確保が物すごく大事だということは十分書いていただいていると思います。それを少し具体的に実行する手立てとして、８月のこの委員会でイギリスの事例のプレゼンがあったわけですけれども、あれをリファーしますと、電力自由化の中で電力設備の老朽更新とか、設備投資、これが滞りがあることが懸念されると。

それを防止する一つの手立て、予見可能性確保の手立てとしてＣＦＤ、こういうのがご紹介されて、その後、見ていますと、10月８日、欧州委員会でこれがアプルーブされたと。ＣＦＤは市場の競争を不当にゆがめるものではないと。これすごく大事なニュースだというふうに思います。

こうした海外の具体例も、リスク平準化して事業の安定性を確保するということから書き込んでいけばいいのではないかと、こんなふうに思います。

それからあとスケジュールであります。これは中間整理に反映できるかどうかわかりませんし、今まで議論もしていないんですけれども、やっぱり決めたことをちゃんとやっていくということですから、目標のスケジュール感の共有というのは非常に大事だろうというふうに思い

ます。

これとつながりまして、最後のこれはご質問になりますけれども、この中間整理がまとまったとして、この小委員会あるいは関連のワーキンググループでも作業されているわけですけれども、今後のこのスケジュール感というのがあれば、お聞かせをいただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。私は34ページ、35ページの部分で、リスクコミュニケーション、国民にどうやって伝えていくかという点についての部分に関して、一言述べさせていただきたいんですけれども。

34ページのほうでは、国民への情報提供の場合にはネガティブな情報もきちんと提供しなければいけないということ、これはもちろん重要な点で、ただこの場合、ここで言っているネガティブ情報というのは多分原子力の危険性という意味でネガティブ情報だというふうに書いてあると思うんですけれども、次のページにもありますように、私の立場としては、原子力をやめること自体へのリスクということもきちんと提示しなければいけないのではないかというふうに考えています。

もちろん議論の上で、両方の情報をきちんと判断して結論を出すのは国民であるという位置づけになるとは思うんですけれども、現在の情報の出し方では、例えばエネルギーセキュリティも問題になるんですけれども、化石燃料を使うことによるそういった供給リスク、価格面、あとは供給安定性という面でのリスク、さらには原子力を脱原発をした場合にさらにそういった化石燃料の依存度が高まるわけですから、そういった意味でのリスク、さらにはその代替案としてよく出てくる自然エネルギー、再生可能エネルギー、これに関しましては全く問題がないような形で、全ていいような形で語られていますけれども、そういったものの中にもやはりリスクが必ずあるはずで、実際にネガティブな面も示す必要がある。これは供給安定性の面が一番大きいと思うんですけれども。

さらには量的な面で言えば、そういった自然エネルギー、再生可能エネルギーだけでは到底現在の生活水準は維持できないというようなことも、やっぱりあわせて併記していかなければならないのではないかと私は考えています。

あともう１点、リスクコミュニケーションの話と若干関係はしていますけれども、先ほどから脱原発を支持する方が何パーセントいるというご発言があるとは思うんですけれども、やはりそういった意見を述べる際に、前提条件、脱原発と一言で言っても、多分そこにはいろんな幅があって、そういった幅をきちんと示さないとそこは意味がないのではないかと。

さらには、やめるということは簡単なわけですけれども、やめるかわりにどういうふうにエネルギーを確保するのかという、きちんとそういった責任を持った代替案を示した形で、そういった脱原発を支持しているのかということもきちんと議論をしていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして岸本専門委員。

○岸本専門委員

岸本です。２点申し上げます。

まず１点目は関係機関との連携についてであります。前回も申し上げましたが、これまでの委員会では原子力損害賠償制度の責任範囲の見直し、あるいは40年の運転制限制をめぐる課題などについては今日までの議論を深めることができない状況でありまして、関連をして、本小委員会におけるこれまでの議論に原子力規制委員会の関係者の方々の出席、陪席をいただいていないことに、私自身として少し問題意識を感じているところであります。

何よりも当委員会の重要なテーマであります安全性の向上と、そのための技術開発、人材育成という政策目標につきましては、規制サイドとしっかりと課題を共有しながら達成すべきものであるというふうに考えているところであります。

積み残されている多くの課題の早期整備、早期解決に向けて、原子力規制委員会を初めとする関係機関との相互連携に、資源エネルギー庁としてしっかりとリーダーシップを発揮いただきますようお願いを申し上げるところであります。

２点目は、山口委員、杉本代理を初め、各委員からも発言がございましたが、新増設・リプレースについてであります。

新増設・リプレースにつきましては、主な発言のところには記載はされていますが、中間整理の本文そのものにははっきりと打ち込みはなされていないということでございまして、現下の原子力をめぐる難しい情勢は認識しつつも、現場で働く立場といたしましては残念な気がしています。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、依存度低減の方針のもとで、重要なベースロード電源としての役割を果たすための技術、人材を引き継いでいくためには、新増設・リプレースは避けては通れないというふうに考えているところであります。

今後のエネルギーミックスの検討に当たっては、ぜひとも技術、人材の維持発展の視点が重視をされた議論を進めていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。この見え消し版の最初の４ページのあたり、福島第一原子力発電所の事故の教訓をどういうふうに生かすのかというところで、この４ページの上のほうの丸の２番目に産業復興などの話が出てきています。

徐々にこの書き込みの幅が広がっていますので、私はこの産業復興の手前に、もう一つ入れておいたほうがうれしいと思う情報があります。それに関しては、福島県の環境創造センターという機関が、今、建設中というか、準備中なわけですけれども、そういう状況をやはり一つ入れておくというのが大事なのではないかなというふうに感じます。

どういうことかと言いますと、今その機関は、除染から環境回復に向けた技術研究の蓄積と推進、そして国内や世界に向けた情報発信や交流拠点として準備をしているわけですけれども、それに関してはＩＡＥＡとか、国内の研究機関がきちんと協力をしながら、今、内容を準備して、政府の拠出のもとで福島県が主導的に今、準備しているわけですけれども、そういうようなところの知見をきちんと今後、日本全国の立地地域が、放射線学習とか、リスクコミュニケーションを徹底するということに当たり、こういうところの知見をきちんと活用するとか。それがやはりこの事故の教訓を生かすということにもつながるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう視点も一つ入れておいていただくと、やはり復興の手前のこういう一つあるんだという、そういうところも情報発信できるかなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○安井委員長

ありがとうございました。

これで５人済みましたが、スケジュールは私がお答えしたほうがいいかな。

先ほどスケジュール、これからどうかというご質問いただきましたけれども、今、行ってお

りますこの中間整理はとにかく年内をめどに完成させる。あくまでも中間整理ですので、まだ終わっているわけではございませんが。年明け以降の予定につきましては、とりあえず何も決まっていないというのが現状でございます。次回もどうなるかわかりませんが。

それからワーキンググループが幾つか、タスクアウトしたワーキンググループございまして、その検討状況を見ながら、どこかで開催することになっていくのではないかなと個人的には思っておりますけれども、特にいつという予定は今のところ考えていないというのが現状でございます。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、次は服部専門委員でございますね。

○服部専門委員

ありがとうございます。前回幾つかコメントをしましたけれども、そのコメントが反映されておりまして大変ありがとうございます。

今日は３点申し上げたいと思うのですけれども、１点目は総論についてでありますが、先ほど、誰に対しての総論という、そういうお話がありましたけれども、私はこの総論というのは国民に対するメッセージだというふうに思っておりまして、エネルギー政策というのは国の存立にかかわるというものでありますので、国がエネルギー問題とどういうふうに向き合って、どのようにマネージしていくのかということ、その覚悟を明確に打ち出すべきではないかと思っておるところであります。

具体的に申し上げますと、福島第一原子力発電所事故という悲惨な経験をしたけれども、国民生活や経済産業活動など社会存立の基盤を支えるエネルギーの安定供給の重要性に鑑みて、福島の再生復興を図りつつ、エネルギー政策のあり方を原点に立ち帰って見直し、事故の反省と教訓を踏まえて改めるべき点は改めた上で、３Ｅ＋Ｓの観点から原子力の価値を再評価して、今後も一定規模の原子力を確保することとしたこと。

この方針を具体化するに当たっての諸課題について、この場で議論を深め、国民の理解を得ながらその優先順位に配慮しつつ、今後必要な措置をとっていくこと。簡単に言えばそういうことではないかと思います。

そういう観点から、３ページあるいは６ページに書かれているⅡ番、Ⅲ番の「福島第一原発事故の教訓」と「エネルギー事情とその原子力の位置付け」に書かれていることは、今申し上げたようなことがまさに書かれているので、これらを全部、総論のほうに取り込んでしまって、まとめて書いたらどうかというのが私の提案であります。

Ⅳ番以降が個別課題について述べていくというほうがわかりやすいのではないかと思います。

今のⅡ番、Ⅲ番というのは、Ⅳ番以降の検討をするための前提条件みたいなことが書かれていると思うのですけれども、それが１点目の提案であります。

２点目は、ローマ数字のⅡ番の「福島第一原発事故の教訓」のところに、福島の地元の方々の困難な生活と帰還に向けての方策、あるいは産業復興支援について記載されておりますけれども、福島の浜通り地区というのは農業とか果樹の栽培、水産業というものが主たる産業でありまして、今なお多くの方々が風評被害に苦しんでおられます。

この点について記載するとともに、これを払拭するために汚染水対策だとか、廃炉の進捗状況について、内外に的確に情報発信する必要があるということを記述していただければと思っております。

最後に３点目ですが、ローマ数字のⅧの「世界の原子力平和利用への貢献」の29ページから30ページのあたりですが、先日、原子力損害の補完的補償に関する条約、いわゆるＣＳＣが国会で承認されました。この点につきましては、29ページ、30ページに書かれている幾つかの課題を円滑に進める上で非常に重要な点であると思いますので、ＣＳＣについて言及していただければと思っております。

以上であります。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして山名委員、お願いいたします。

○山名委員

まず先ほど服部さんがおっしゃった福島の対応関係のことは、全く同じ意見でございます。ぜひそこを、おっしゃったような形で強化していただけないかと思います。

２つ目ですが、今回の政策は、前回の政策は原子力を拡大するという路線だったのを縮小するという路線に変わっていますから、相当な変化なわけです。

大きく２つ問題があるのが、競争環境下になるということと、依存度を低減するというダブルできているわけですが、競争環境下の話はあとできちんと書かれているんですが、９ページの原発依存度低減の達成のところの書き方について、多少、違和感があるので申し上げます。

「廃炉に係る技術・人材」から始まります。実は廃炉というのは依存度低減しなくても、もとから必要なことでありまして、これがために廃炉が起こっているわけでは決してない。

何が変わったかというと、当初もう少し時間をかけて総括原価の仕組みの中できちんとやっていこうという仕組みを作ってきていたんだけれども、依存度を下げるということは、早くなくなるものが出てくるから廃炉のニーズが早まったという時間的設定条件が変わったというこ

とがあるわけですね、一つ。それに対して従来の仕組みではそこにカバーできない可能性があるから、それを積極的に変えるんだというポリシーがまず明記されていなければならないというふうに思います。

内容についてはここに書かれているとおりですが、同時に依存度低減によって起こることがまだないかと。その次のページに地域への影響、雇用への影響、これは大きいですね。地域は長い事業を想定して事業に貢献してきたんですが、それが変わるんですから、これはきちんと対応が必要である。

「廃炉に伴う更なる課題」として、また廃炉のことが出てくるんですが、例えば規模が縮小することに伴う技術の維持、縮小した中での人材構成のあり方というような、規模が小さくなっていることをどうやって維持していくかという課題もあるはずであります。

そういうことについてはここに書いてなくて、逆に競争環境のほうに書かれているような気もいたします。結局この競争環境下と依存度低減というのはダブルでみんなかかっているんですよね。依存度低減の問題というのは競争環境下で行われなきゃいけないので、それもかかってきている。反対のことも言えるわけで、そこをうまくもう少し整理楽的にわかるようにちょっとアレンジできないかという思いがするんです。でないと国民の方はこれを見たときに依存度低減だから廃炉の強化が必要なんだなと。それだけで終わる話でもないという気がしますので少しそのあたりを、９ページの上あたりに何か前書きを書くとかの方法で修正していただけないかなと思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして伴委員、お願いいたします。

○伴委員

先ほど脱原発の主張には明確な根拠を示すべきというふうな意見がありましたので、一言それについて話をしたいのですが、まず確かに世論の中では即時廃止から、20年、30年かけて廃止するという意見が分かれていて、同じ脱原発といっても全てが即時廃止とかそういうふうになっているわけではないということは確かです。

そんな中で、多分誰もが納得できる根拠としては、基本問題、この経産省の諮問委員会の総合資源エネルギー調査会の中の基本問題委員会のときに３つの選択肢というのを議論して、そのうちのゼロシナリオというのがあったわけです。そして、それは経産省の方がおっしゃるように、実現可能なシナリオとして出しているということです。

だから、まさに政治的に、どなたか元首相がおっしゃいましたけれども、決断すればできる話だというふうに今、考えています。

○安井委員長

ありがとうございました。

次、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

まず、多岐にわたる内容と、いろんな発言を極めて適切にまとめていただいたと思いますので、事務局の皆様には御礼申し上げます。その上で４点、申し上げたいと思います。

まず１点目ですが、３ページ目のところで、先ほど辰巳委員がご指摘になったところは私も完全に同意します。電源の確保というものが、女川原発と、それから福島第一との差ということでありますけれども、これはあくまで結果であって、なぜそういう差が生じたかという意思決定のプロセスこそが本質的な問題であると思いますし、そのことが黒川先生もご指摘になったことだと思いますので、そこをきちっと突き詰めた上で認識をして発信をしてくということが大事なんだろうというふうに思っております。

それから２点目ですが、18ページのところの３つ目の丸の最後の部分です。

官民の役割分担が大切で、これから検討を行っていくべきというふうに書いていただいたのは非常にありがたいと思っておりますけれども、この報告書、いろんなところに検討、検討と書いてあるんですが、この点に関しては極めて速やかに検討して結論を得るべきものだというふうに認識をしております。そういうふうに書いてくださいというわけじゃないんですけれども、そういう認識でおります。

既に川内原子力が再稼動間近という状況になっているという一方で、原子力に関してのこの官民の役割分担の議論、事業者から見たリスク負担というものは基本的には3.11の前とほとんど変わっていない。機構法ができたぐらいという変化でありまして、当然、事業者の取締役から見れば、全巻注意義務を払うべき重要な項目だというふうに思いますので、再稼動が目の前に迫っている状況を考えると速やかに結論を得るべき問題だというふうに思いますし、言葉を換えて言えば、むしろ事業者の皆さんがもっと積極的にこの問題に関しては発言すべきであろうというふうに思っております。

それから３点目ですが、20ページの上から２つ目の丸のところになります。ここはやっぱり若干違和感があるんですけれども、官民の役割分担を議論しましょうという一方で、この核燃サイクル、バックエンドのところについては、事業者が責任を負って事業を行っていくことが前提としつつと書いてあります。それもそもそも議論をすべきじゃないかというふうに思いま

すし、こうすべきであるという理由が何かあれば明示もすべきだというふうに思います。

以前も申し上げたとおり、バックエンドに関しては数百年とか数万年とかという事業スパンを考えると、とても民間の株式会社がリスクテークをする、責任を負うようなものではなくて、基本的には国が責任を負った上で民間の会社に委託するというのがあるべき姿だと思いますので、その点が３つ目です。恐らく同じようなことだと思いますけれども、崎田委員と岡委員の意見書の中にも、個々の国の関与を強めるべきということが書かれてあるのではないかというふうに思います。

最後４点目ですけれども、21ページの上のほうのところです。「民間の活力を十分に活かし、モラルハザードとなることがないようにすべき」という箇所ですが、ここは私もこういうことを申し上げましたけれども、原子力事業全般に関して申し上げたつもりでして、多分「その他の事業環境整備に係る事項等」ということなので、何となく全般を指しているということかなと認識していますけれども、そういう意味だということです。

モラルハザードと、ある意味同じではありますけれども、これも委員会の中で申し上げましたけれども、やはり安全投資とか、安全性向上に対して事業者のインセンティブが働くような制度であるということをこの原子力に関する、会計制度もそうですし、全てのものは確認しながら制度設計していくべきだというふうに思いますので、そこもつけ加えておきます。

以上です。

〇安井委員長

ありがとうございました。

それでは増田委員、お願いいたします。

〇増田委員

前回、意見を表明しておりますけれども、早急にエネルギーミックスの策定が必要である等々について、そのままそのことを申し上げておきたいと思うんですが、それを含めて今回、全体で文章が直っておりますので、この文章で私はよろしいと思っています。

１点だけあえて申し上げておきますと、何人かの委員の方がおっしゃっていますけれども、新増設とかリプレースですね、やはりこのことについては私もこの中にきちんと記載しておくべきではないかということをつけ加えて申し上げておきたいと思います。

恐らく10ページの一番下のあたりのところの、一番下の丸で、「我が国の原子力の将来像が明らかになっていなければ、判断がしにくい」というあたりをもっと具体的に書き込んでほしいということにつながっていくんだと思うんですが、今のままの表現ですと、我が国の原子力の将来像ということがよくわからない、見えないような形になっているので、修文といったよ

うなことであればそのあたりかなというふうに思いますが、内容としては新増設・リプレースについて、他の委員がおっしゃったようなことと同じような意味で、私も記載をきちんとしておくべきだということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

これで５人済みましたけれども、何かございますか。

よろしいですか。それでは次に進ませていただきますが、次は吉岡委員、よろしくお願いします。

○吉岡委員

２巡目を認めていただきありがとうございます。

前回言い切れなかったことで２つばかりまず質問があるんですけれども、１点目は、もしこの文書が、中間整理というのがある政策的影響力を持ち得るとするならば、パブコメとか、公聴会とか、そういうことをやらなきゃいかんと思うんですけれども、それについて全く今のところは白紙のようなんですけれども、ぜひ何らかの影響力を持つならこれはやるべきであろうと。国民の意見と違うぞというようなコメントも何人かの委員から聞こえますし、これは落とせないだろうと。

これについてのお考えをお聞かせ願いたいというのと、２点目は質問ですけれども、これも、７ページの上のほうなんですけど、ＣＯＰ21の話ですけれども、エネルギーミックス、経産省のエネルギーミックスなしに目標値を示すということはあり得る話ではあると思うんですけれども、もし従来の慣例どおり経産省のエネルギーミックスをもとにＣＯＰ21に持っていくというおつもりなのかどうか。

これは、経産省だけが決め得ることでは全然ないわけですけれども、来年春というのが果たしてどのぐらいのやる気なのかというようなお考えを経産省サイドとして、もっと遅くてもいいと思っているのかとか、そういうようなことをぜひお聞かせ願いたいというふうに、決めていないというならそれもまたよいと思うんですけど。

質問は以上の２点で、あと若干補足なんですけれども、１点目の、私のプリントの参考資料５の３ページの後ろなんですけど、電力会社が債務超過で倒産するのは良くないから、それは会計は工夫しなきゃいかんということは、私、賛成なんですけど、政府資金の投入で救済するのはまずいと。会計上の処理ならいいけどと。これに１点書き落としたんですけど、送電会社に転嫁をして消費者負担にするのはこれも避けてもらいたいなというようなことであります。

つまりどういうことかというと、原発は安いと今までは政策関係者は言ってきて、私自身はそうは思いませんけど、既設原発はちゃんと運転される限りすごく安いという点は私も認めるわけでありまして、きちんと運転される限りですよ。だからそれを持つこと自体が非常に強い競争相手のアドバンテージになりこそすれ、不利な要因ではないはずなのに、何でそういうことについて配慮が必要なのかというのは大変に疑問であるというようなことです。

それと、書き間違えで誤字脱字が１点あったので、それを補足したいんですけれども、その後の財政産業雇用への影響ということですけど、電力会社にとってはそういうのは余りよろしくないという、１点会計上配慮はするけどと書いたんですけど、次のページ、４ページ目に進みまして、すごい間違いですね。（６）の５行目で「原発の全廃へ舵を切る会社については、それを応援するための特別の支援を検討してもよい」と。同じ文章をコピーしたせいか、会社ではなくて、これ市町村です、ごめんなさい、重大なミスであります。

そのさらに３行目下の（７）の「原子力産業野リストラ」と。これ慌てて時間に間に合わせようと書いたので、野原の「野」ではなくて、ひらがなの「の」であります。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして辰巳委員お願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。２度目すみません。先ほど言い足りない部分を申し上げます。

まず18ページのお話ですけれども、まず２つ目の丸なんですが、１行目「原子力事業については、投資額が巨額で事業期間が長期である」という間に、一応「廃棄物の処理までを含めると」というふうなことを入れていただきたいんです。

なぜかというと、やっぱり廃棄物は別のことというふうな格好で切り離して考える可能性がすごく高いと。今までの文章も含めてなんですけれども、だから常に一環して廃棄物までは仕事ですよということを考えるためにも、そこには必ず入れていただきたい。だからこそ需要期間が長期になるというふうに考えてほしいと思っておりまして、それを入れていただければと思います。

それから４つ目なんですけれども、４つ目の文章全体、今も吉岡先生おっしゃったんですけれども、やっぱり余りにも民間事業者と片方で言いながら、過保護な扱いのように私には思えて、文章全体のトーンがそういう状況になっているというが何か私、じゃ、どう書き直せということなのかと言われると、今すぐにはちょっと申し上げられませんけれども、感覚的にこれ

はちょっとなというふうに思ったということを申し上げます。

それから、続いて19ページなんですけれども、廃炉に関する会計のお話です。

これは昨年一度見直しをしているんですよね。その理由は廃炉を促進するためということであったと私は理解しております。それなのに、また今回、会計制度を改正しようということなので、恐らくこれは前半にあったように将来的に削減していこうということのつながりだというふうに理解しますと、この中に40年で必ず廃炉にするんだということをきちんと書いていただきたいなと思ったんですね。

単純に廃炉と書くと、しまってしまうという話になるので、会計制度を見直すということは結局負担が国民に行くわけなので、国民か誰かわかりません、でも誰かが負担しなきゃいけなくなるわけなので、そういう意味からもきちんと書いていただきたいというふうに思っております。

だから、廃炉に関するというタイトルのところに入れるのが一番いいのかというふうに思うんですけれども、最悪４つ目の最後のところなんですけれども特に、すみません、事業者による40年で廃炉の判断というふうな格好にするなり、必ず40年で廃炉にするという前提で会計見直しをしているんだと私は思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それから20ページですけれども、まず核燃サイクルの事業のあり方のところなんですけれども、上から２行目、「設備も共同利用する構造にある」というところなんですけれども、現状はそういう構造にあるというふうに私は思っております。今後もずっとそういうふうになっていくとは限らないと思いたいんですね。

それで、日本学術会議が提案しているような廃棄物の片づけ方というか、乾式貯蔵という方法もあるので、きっとそういう方法を選んでいく事業者もいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。そういった道も事業者がとることができるような書き方をしていただきたい。これだと、もう絶対に全員協力で、何か血判書を作ってやっていくようなイメージにしかとれませんもので、やっぱりそういう道もちゃんと確保してくださるような書き方にしていただきたいと思います。

あと33ページ以降の国民とのコミュニケーションのお話なんですけれども、先ほどの初めに申し上げたように、やはり国民の意思というか、意見をかなり無視して進めていると私は思っておりますもので、そういう状況にあって国民の理解を求めるためのコミュニケーションを進めていくというのがとてもまず難しいと思うんですね。だから、そういう国民の声を聞いていないままに進めているというところに大きな問題があるというふうに思っておりますもので、そのあたりをちゃんともっと前提のところに何か書ければ書いていっていただきたい。そうじ

ゃないと非常に白々しいような感じに見えてしまうということが意見です。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

森本委員、お願いいたします。

○森本委員

この中間取りまとめがいつ出されるかという問題は政治的インプリケーションを持つことになると思います。既に与党は原子力を含めエネルギーの問題について、与党としての政策が幾つか明らかになっていますが、次期政権ができるまでにこれを出すということは政治的インプリケーションを持ってしまうが、他方、政権ができた後、来年４月の統一地方選挙までに出すということになる場合でも、これは新しい政権に対するメッセージでもあり、統一地方選挙を迎える首長の方々、国民にとっても非常に重大な関心を呼ぶに違いないので、タイミングについては十分役所で考えていただきたい。

そこで最初の１ページの概論のところについて意見を述べたいのですけれども、この中間整理というのは結局当委員会が何を議論してきたのかということを、最初に概論のところを見て判断しようとするに違いないと思います。概論と書いてあるけど実際は概論に結論の一部が入っていると思われてしまう。つまり、あとの部分に結論がないですから、概論の中に議論の整理が結論として書かれているんだと思うにちがいない。

そうするとこの１ページ目のところに書いてあることは、①政府は必要な措置を具体化し、講じていくべきである。②事業者は、体制面の強化を図ることが必要で、③この委員会はエネルギーミックスを示すべきである。この３つが結論のように見える。

そうすると、この中に加えていただきたいと思うのは、政府は必要な措置を具体化し講じていくということだけではなく、政府が強いリーダーシップをとって原子力エネルギー政策を進めていくということを、メッセージとしてここで出す必要があると思います。

それから、原子力小委員会がやるのはエネルギーミックスを速やかに示すべきであることに加えて、増田委員がおっしゃったように、示すだけではなくて、これに基づいて例えばリプレースメントの具体的な要領について今後検討を進め、その方針、方向を示すべきである。こういうふうに書いてなければ、結論の部分としては弱いのかなと思います。

つまり私が申し上げたいことは、ここに概論として書いてあるところの最後に、この委員会が今までやってきた議論を、以下、細部にわたって記述してあるけれども、これは国民の皆様によくこの問題を考えていただく問題意識を提示し、同時に政府や政党にこの意見に基づいて

さらなる議論を深め、具体的な政策を進めていただくことを提言したいという要素が入っていないと、議論をしたとろ、政府は具体的に講じていくべきである、この委員会はベストミックスを示すべきであるというそれで終わりというのでは、これはこの委員会のマンデートとしては足らないと思います。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、次は山名委員、お願いいたします。

○山名委員

一言細かいことをつけ加えさせてください。９ページの廃炉に伴うところの使用済燃料の貯蔵場所の話が書いてあります。下から２つ目の丸ですね。

この丸の、「今後、新たな地点の可能性の幅広い検討を始め」、その部分と、その後、競争環境のところで出てくる中間貯蔵の24ページですね、貯蔵能力の拡大の、「今後、使用済燃料の貯蔵施設について」というのは文章が全く同じなんですよ。

大事なことは、廃炉で出てくるときには、通常は原子炉というのは炉心のうちの４分の１炉心ぐらいが毎年出るんですが、廃炉のときには使用済燃料プールにあるものと全炉心が１年ぐらいでどっと出てくる。パルス状に出てくることが問題なんですね。ですから累積のキャパじゃなくて、どっと出てくるものを受け入れるというキャパシティーが重要だというのがこの廃炉で出てくる燃料なんですね。

炉心にあるのを全部あわせても多分日本で数千トンいかないぐらいの感覚なんですが、したがってこの書き方をコピペにしないで、９ページはそういった廃炉で出てくるパターンが増えると。つまり使用済燃料の出方が従来の平常時に運転されているパターンと変わってくるので、その状態をカバーできるような貯蔵の容量を確保すべきであると、こう書きまして、24ページのほうはここに書かれているとおりでいいというように分けられたほうが誤解を招かないのではないかということであります。

それから、もう少しよろしいですか、今日時間たくさんあるようなので、もしよかったら。先ほどから再処理事業の形態の話が時々出るわけです。私は今回のこのレポートで書いていただいた、20ページの上から２つ目のところは、もう一度内容について皆さん共有認識を持っていたほうがいい。私は適切に書かれていると思うんですが。

要するに問題は、今までは電力事業者がお金を積み立てて、子会社である再処理事業者がそれを時々引き出しながら再処理事業を運営していくというパターンであったと。しかし今後は、この事態において、国がきちんとそういうバックエンドを補償する体制を作るというのが必要な

わけです。ですからそれを、できれば拠出金を確実にとると。

拠出金とるというのはある意味で、電力価格でいえばＣＦＤみたいな、というか、必要経費というような、自由化にそぐわない側面もあるんですが、それを自由化にしてしまうと今度は事業者がそれを投げ出したりする問題があるので、拠出金ということで国が責任を持って資金を確保した上で、今度はそれを民間の力で効率的に事業を運営させるという、民間の力を使うという意味なんですね。

ですから政府がきちんとやらせる体制をつくった上で、民間の事業で効率的にコストを抑えながらどんどん再処理をさせるという体制を作るべきであると、私はそういうつもりで意見申し上げてきたし、そういう思いもこの２つ目の丸には書かれているというふうに思います。ですからこれは単純にＮＵＭＯ型がいいとか、株式会社がいいとか、二者択一の話では全くないということを、共通認識を持っていただければよろしいかと思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

次は岡委員、よろしくお願いします。

○岡委員

中間整理について２点申し上げます。基本的にはこれでよいと思っています。ただ、可能であれば、29ページの世界への貢献の部分にCO_2問題への言及を何らかの形で追加頂けないかと思います。このペーパーの随所にCO_2問題、言い換えますと気候変動の問題・環境問題への言及が為されておりますが、環境問題はグローバルイシューですので、できればこの世界への貢献のところでも何らかの形でCO_2問題に触れていただいたらどうかなということが１点です。

２点目は、私の前回のペーパーを採用いただいて記載していただいた３ページ目の４つ目の丸のところですが、他の委員からも指摘がありましたが、ここはやはり国民にきちんと理解していただくためには、事実としてこれは書くべきであると今でもそう思っております。

安全神話もいけませんが、危険神話もよろしくないわけで、やはり事実は事実としてをきちんと書くべきと思います。要するに大変な状態になった原発があった一方で、そうはならなかった原発もあったという事実は最低限国民に知らしめ、なぜそのような違いが実際に起きたのかまできちんと書くことが重要だと思うのです。原因の一つには電源確保が出来たかどうかということがあり、ただ電源確保ができなかったのはなぜかということになると、どなたか指摘されたように個人なり組織なりの責任論に話が飛び火しかねない恐れはあるわけですが、少なくともこの点はしっかりとこの中間整理に書き込んでいただきたいということを申し上げたい。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

ご質問が幾つかございましたですね。パブコメかな。

○畠山原子力政策課長

はい、吉岡委員からパブコメのお話がございました。それでこの中間整理ですけれども、もちろんここでご議論をいただいたことというのは、先ほど申し上げたように、これは当然、経済産業省、経済産業大臣として受けとめることになります。

その前提なわけですけれども、当然施策を具体化していく、例えば廃炉の会計であれば別途ワーキンググループが今週立ち上がったところでございますけれども、そういうところで政策が具体化をされていく段階ではパブコメが必要だというふうに思っております。

一方で、ここでまさに議論をさせていただいたこと、それを中間的に整理をさせていただくというものについて、パブコメが必ずしも必要だとは思っていないということで、今まさに吉岡さんがおっしゃったように、今そこについてはやることになっていないということをおっしゃっていましたけれども、そういうふうに考えているところでございます。

それから２点目、ミックスなしにＣＯＰの目標を作ることはできるんだけど、どういう存念なのかということについては、必ずしもこの場で私が答えるのが適切ではないんですけれども、私が申し上げられることは、まず一つはこの小委員会については、第１回目のときにも申し上げたように、エネルギーミックスの策定に当たっても役に立つような、そういう議論をすべき、素材を提供するという意味でもそういう議論をする場にぜひしたいということを申し上げて、そういう議論も行っていただいたというふうに思っています。

その上でミックス、これがもちろんいつ策定されるかということについてはなるべく早くということを政府を挙げて言っておりますけれども、それは時期が必ずしも特定されておりません。当然ミックスをやる際には、ＣＯＰでの温暖化目標を作ることを念頭に置きながらやるということだと思っておりまして、そういう意味ではそのタイミングを見ながら、最後どうするのかというのは恐らく政府全体の中で決めていくべきことだと思っていまして、今ここで私が断定的に、すみません、申し上げられないという状況でございます。

○安井委員長

ＣＯＰ21に関しましては、関係者でございますのでちょっと一言だけ。

今、産構審と中環審の合同の専門家会議というのが始まっておりまして、私はなぜか中環審側の委員として出ております。これからどうなるか、なかなか予測が難しいんでありますけれ

ども、３月末までに先進国は出せというのが一つの要請ではあるんでありますけれども、それは特に義務ではない。したがってできるだけ早くということになっていくのかなという気がします。逆に言うと３月末までは難しいのかなというような、私は個人的にはそんな気がいたします。

それでも別に特に悪いことはないと。できるだけ早くその状況がそろった段階で出すということになるのではないかと思っております。

さてそれでは、これで次にまいってよろしいですかね。それでは次は山口委員、お願いいたします。

○山口委員

２回目ですが、ありがとうございます。一つ、世界の貢献という最後のところで意見を述べたいと思います。

ここに書いてある内容は、いずれも安全あるいは技術その他の面で、我が国が世界に対して貢献していくというお話がいろいろ書いてあって、これは非常に大切なことだと思うんですが、一方、新しく原子力基本法や労基法が改正されたときに加えられた非常に大切なキーワードは、「確立された国際的基準を踏まえ」という言葉が入って。それは非常に私は大切なんだと思います。

その内容は、例えば黒川先生がここでお話しいただいたように、日本のマインドセットといいますか、そういうようなものがあったということの反省を踏まえて、そういうことを入れたということもそうなんですが、もう一つはやはり国際的にいろいろな場で議論されたものに対して、例えばここでの報告書、この中間まとめがきちんと海外に対しても説明性があるんだということが非常に重要であるし、それはしっかり前提として書いておく必要があるんだと思います。

具体的には、例えばこの中でも安全性の問題ですとか、あるいは40年運転の問題ですとか、汚染水の問題ですとか、いろいろそういうことにも触れられているんですね。そういうときに先ほどの国際的に確立された国際的基準を踏まえということを考えて、いろいろなこの報告書を書いていくということは大事なことで、具体的には例えば今の40年運転というのは国際的には60年運転というのが標準的なわけですね。じゃ、なぜ60年運転か、なぜ40年運転かというのをきちんと見てみれば、40年である根拠というのはあるわけではなくて、きちんとこれまでの運転実績を踏まえてそれできちんと評価をした上で適正な値を決めていくという考え方が国際的な考え方。

そういった問題というのはいろいろあって、ぜひ最後のⅧ章の「世界の平和的利用への貢

献」という中で、技術等で日本が貢献していくということに加えて、海外とのそういう知見とか、技術をしっかり共有して、そういうコンセンサスをもとにやっていくんだというお話を書いた上で、その上でここの中に書かれているいろいろな政策の要点がそういう海外に対してきちんと説明性のあるようなものになっているのかというので改めて見ておくという必要があるんじゃないかと思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員

３回目なので短くお話をするようにいたします。実はこの話はもう申し上げないでおこうかと思っていたんですけれども、今回やはりもうまとめの最後だということで、非常に原子力政策に厳しいご意見の市民の方が、やはり国民の多くが厳しい意見を持っているということを大変強く発言しておられます。そういうことに伴って私も一言申し上げておきたいというふうに思いました。

どういうことかといいますと、私も市民、国民、地域社会の視点で参加をさせていただいております。そういうところで対話活動などをしていますと、本当に今の福島の事故を踏まえれば厳しいご意見の方ははっきりとご発言をされます。けれど、本当に被災された方のご苦労は本当にできるだけ早くみんなで支援しなければいけないと心から願っていますけれども、日本の資源のほとんどを輸入しなければいけないという日本の状況を考えれば、再生可能エネルギー、そして原子力をある程度一定にベースロード電源として使っていくという、この今のエネルギー基本計画の政府の決断に対して賛成をしている市民という方は大変大勢いらっしゃいます。ただしそういう方は、福島の事故を踏まえて私は賛成だと余り大きな声で言えないという、そういうようなお気持ちの方が大変大勢いらっしゃるというふうに思っています。

そういう中で何が大事なのかというと、やはりベースロード電源として使っていただくときに、事故が起きたときのリスクが高いこの電源を扱うということに対して、本当に事業者の皆さんがそのことをもう一回きちんと考えて事業活動に見直していただく。そういうことが伝わっているのかどうかというところが大事なんだというふうに思っております。

私は、伝わった上でこの会議をやっていると思っておりましたので、今までそういう基本的な意見は申し上げませんでしたけれども、今日いろいろと国民はほとんど反対というようなご意見も結構ありましたので、一言私なりにコメントをさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○安井委員長

ありがとうございました。

では開沼委員、お願いいたします。

○開沼委員

１点だけ手短になんですけれども、幾つか風評被害等という話が出ていました。４ページの上から２つ目の丸なんですけれども、「また、福島産業復興支援については、被災した工場や商店の復旧の支援」というところなんですけど、ちょっと可能ならば加えていただきたいのが、工場、商店だけではなくて、やはり農、漁業というのは非常に大きな産業として重要なのではないかと。

もちろん農林水産省や消費者庁がいろいろやっているという部分ではあると思うんですけれども、例えば野菜工場ができているという話があったり、地元のスーパーとか鮮魚店など行くと、地元産、試験操業等でとれた魚など並んでいます。そういったものをまずそこで元気に始まっていることはあるんだと見せていくことが、多分日本全体に対する風評被害の復興になっていくのかなというふうに思っております。

あるいは観光、介護等サービス業ですね。そういったものも多分産業復興として非常に重要なのでないのかなと。それが多分福島のイノベーション構図と構造、農業用のロボットとかの開発もするというふうに伺っていますけれども、そういったものに直接関わってくることですので、ぜひそういった広い視点で産業復興支援、検討いただけるとありがたいと思います。

○安井委員長

ありがとうございました。

大変ご協力的な委員ばかりでございまして、大体ほぼ時間となっておりますが、よろしゅうございましょうか。

本日、またフルにご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

この中間整理（案）につきましては、前回並びに今回とフルにご議論いただきまして、一定程度のご意見はいただけたかなというふうに思っておりまして、ただ、どうしてもまだ追加ということがございましたらば、ぜひとも事務局あてに書面の形でご提出をいただきたいと思います。なるべく早目にお願いしたと思います。

それを含めまして事務局に検討を依頼いたしまして、それで大幅な改定というものが本当に必要なのか、それとも微修正で済むのかということをまず判断させていただきまして、それに基づいて次回をどうするか、次回を本当に開くのか、開かないのかを含めて、ちょっと判断を

させていただきたいと思っております。そんな形でよろしいでございましょうか。

必ずやれとおっしゃる方がおられると、そうは行かなくなってしまうんでございますけれども。本当に改定作業がどのぐらいになるかということを見極めさせていただきたいというのが真意でございます。

したがいまして今日現在、次回は未定ということで、追って事務局から何かご連絡を差し上げるということになるかと思っております。

というようなまとめでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第10回目の原子力小委員会を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

－了－